

公共事業の再評価に係る対応方針

平成13年度長野県公共事業評価監視委員会の意見書を踏まえ、次のとおり対応方針を決定する。

1 対応方針

継続する事業は11箇所、継続のうち見直しする事業は3箇所とする。

各部の内訳表

各 部	審議箇所数	継続箇所数	継続のうち (見直し)	休止・中止
林務部	2	2	—	—
土木部	9	9	3	—
計	11	11	3	—

(注) 各部事業別の箇所については別紙のとおり

2 事業実施に当たっての留意事項

(1) 全事業に共通する事項

ア 事業の計画作成に当たっては、地域住民に対し、十分な情報提供を行い、理解を得られるよう努める。

イ 事業の計画から工事の実施まで、各段階において、自然条件や環境に配慮し、適切に対応する。

ウ 時代や状況の変化等に応じて、計画の見直しを行い、新技術の採用などにより、一層事業費の縮減に努める。

工 事業の実施に当たっては、一層効果的・効率的な整備を進め、事業効果が早期に発現できるよう努める。

(2) 特に配慮する個別事業

(ア) 急傾斜地崩壊対策事業：下高井郡山ノ内町 横湯

- ① 法面等の水処理については、各小段に水路を設置し、流末である斜面西側の榎沢へ速やかに流れるよう適切に処理を行う。**
- ② 最下段の法面処理については、現地の地質や地形を精査し、安全な工法を採用するとともに、現存する樹木の保存や景観に十分に配慮する。**
- ③ 法面の植栽については、地域住民等で構成される緑化検討委員会での検討結果を踏まえ、自然環境、景観に十分配慮しながら進めるとともに、植生の復元及び今後の維持管理についても、地域住民の理解と参加を一層推進する。**

(イ) 広域一般河川改修事業：飯山市 千曲川

堤防法面の植生については、専門家や地域住民の意見を聞きながら、試験的に一部在来種の採用を検討する。